

京 都 大 学 百 周 年 時 計 台 記 念 館 使 用 規 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																																								
<p>(前 略)</p> <p>(施設使用料)</p> <p>第8 規程第11条の施設使用料は、別表に定めるとおりとし、使用責任者が本学の指定する方法により原則として前納しなければならない。</p> <p>2 一旦納付された施設使用料は、返還しない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(施設使用料)</p> <p>第8 規程第11条の施設使用料は、別表に定めるとおりとし、使用責任者が本学の指定する方法により納付しなければならない。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 この規則は、平成19年7月1日から施行する。</p>																																								
<p>別表</p> <p style="text-align: center;">京都大学百周年時計台記念館施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>百周年記念ホール(大ホール)</td> <td style="text-align: right;">14,777円</td> </tr> <tr> <td>国際交流ホール1室利用</td> <td style="text-align: right;">3,104円</td> </tr> <tr> <td>国際交流ホール2室利用</td> <td style="text-align: right;">6,187円</td> </tr> <tr> <td>国際交流ホール3室利用</td> <td style="text-align: right;">9,275円</td> </tr> <tr> <td>会議室Ⅰ</td> <td style="text-align: right;">516円</td> </tr> <tr> <td>会議室Ⅱ</td> <td style="text-align: right;">505円</td> </tr> <tr> <td>会議室Ⅲ</td> <td style="text-align: right;">1,012円</td> </tr> <tr> <td>会議室Ⅳ</td> <td style="text-align: right;">923円</td> </tr> <tr> <td>ピアノ(大ホール)</td> <td style="text-align: right;">171円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	百周年記念ホール(大ホール)	14,777円	国際交流ホール1室利用	3,104円	国際交流ホール2室利用	6,187円	国際交流ホール3室利用	9,275円	会議室Ⅰ	516円	会議室Ⅱ	505円	会議室Ⅲ	1,012円	会議室Ⅳ	923円	ピアノ(大ホール)	171円	<p>別表</p> <p style="text-align: center;">京都大学百周年時計台記念館施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>百周年記念ホール(大ホール)</td> <td style="text-align: right;">25,000</td> </tr> <tr> <td>国際交流ホール1室利用</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> <tr> <td>国際交流ホール2室利用</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> </tr> <tr> <td>国際交流ホール3室利用</td> <td style="text-align: right;">15,000</td> </tr> <tr> <td>会議室Ⅰ</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> </tr> <tr> <td>会議室Ⅱ</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> </tr> <tr> <td>会議室Ⅲ</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> <tr> <td>会議室Ⅳ</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> <tr> <td>ピアノ(大ホール)</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	百周年記念ホール(大ホール)	25,000	国際交流ホール1室利用	5,000	国際交流ホール2室利用	10,000	国際交流ホール3室利用	15,000	会議室Ⅰ	1,000	会議室Ⅱ	1,000	会議室Ⅲ	2,000	会議室Ⅳ	2,000	ピアノ(大ホール)	1,000
施設名	使用料																																								
百周年記念ホール(大ホール)	14,777円																																								
国際交流ホール1室利用	3,104円																																								
国際交流ホール2室利用	6,187円																																								
国際交流ホール3室利用	9,275円																																								
会議室Ⅰ	516円																																								
会議室Ⅱ	505円																																								
会議室Ⅲ	1,012円																																								
会議室Ⅳ	923円																																								
ピアノ(大ホール)	171円																																								
施設名	使用料																																								
百周年記念ホール(大ホール)	25,000																																								
国際交流ホール1室利用	5,000																																								
国際交流ホール2室利用	10,000																																								
国際交流ホール3室利用	15,000																																								
会議室Ⅰ	1,000																																								
会議室Ⅱ	1,000																																								
会議室Ⅲ	2,000																																								
会議室Ⅳ	2,000																																								
ピアノ(大ホール)	1,000																																								
<p>備考</p> <p>1 上記表中の使用料は、1時間の施設使用に係る金額であり、これに当該施設使用时间数を乗じた後、消費税相当額を加算した金額を、施設使用料とする。</p> <p>2 1時間未満の施設使用及び1時間を超える施設使用に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の施設使用として、施設使用料を算出するものとする。</p> <p>3 複数の施設を使用する場合については、各施設の使用料を合算した後、消費税相当額を加算した金額を、施設使用料とする。</p>	<p>備考</p> <p>1</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3</p> <p>4 規程第3条第2項第1号(総長が必要と認めるものを除く。)及び同項第2号に掲げる行事に使用する場合の施設使用料は、上記表中の使用料の額を半額にして算出するものとする。</p>																																								